

監事監査報告書

私たち監事は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28事業年度の業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を実施しました。

その結果について、下記のとおり報告します。

平成29年6月26日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監事 高橋 光政 ㊟

監事 大矢 和子 ㊟

記

I 監査の結果

1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標及び中期計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重要な事項は認められません。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

II 監査の方法及びその内容

監事は、平成 28 年度監事監査計画に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか（通則法第 19 条）、また、財務諸表等が適正であるか（通則法第 38 条）について、次の通り、監査を行いました。

1. 監査の進め方

ア 監事は、理事長と監事の間での了解に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。

- ・機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
- ・会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
- ・機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
- ・理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
- ・機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。

イ 監事は、理事長、副理事長と、原則として四半期毎に、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換を行いました。

また、監事は、監査の結果、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、随時に、理事長に意見を述べるとともに是正等の措置を求め、その措置結果について報告を受けることとしております。

平成 28 年度においては、是正又は改善を必要とする事項は有りませんでした。が、監事が指摘した懸念事項については理事長の指示のもとに該当部門への調査及び改善措置が行われました。

ウ 監事は、機構の業務運営のリスク評価に基づいて、平成 28 年度監事監査計画を策定し、「監査役監査基準」及び「監事監査指針」を参考としながら、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。

エ 監事は、上記アからウまでの監査によって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

2. 平成 28 年度の監査活動

監事は、下記に述べる監査活動を行いました。

(1) 重点監査

監事は、機構のかかえるリスクの評価などをもとに、毎年度、重点監査事項を定めて監査を行っており、平成 28 年度は、重点監査事項を、「ワーク・ライフ変革推進の状況」としました。

機構においては、「多様な人材が能力を発揮し、多様な視点で高い目標に挑戦し、成果を創出する組織へ変革し、職員一人一人の労働生産性の向上を目指す」ことを目的とし、「①業務の効率化等により超過勤務を削減し、効果的に成果を創出する、②より多くの女性が重要な意思決定に参画する等、女性の職場生活における活躍を推進する」ことを目標に、平成28年4月にワーク・ライフ変革推進室が定常組織として設置され、全社的に活動が行われています。監事は、理事長ほか関係役員やワーク・ライフ変革推進室との意見交換、事業所及び部署の往査などの機会に、監事の立場から質問をし、必要に応じ意見を述べました。

働き方の見直しについては、残業時間の遡減はみられるものの、真の意味での改革は、各企業と同様模索している状況であり、業務の見直し・効率化と多様な働き方の仕組みの本格導入などに加速して取り組むことが重要と考えます。また、女性の活躍推進については、今年度の活動はほぼ計画通りに推進されていることを確認しましたが、女性活躍推進は、組織全体の価値向上に必須のものであるという認識を全体で共有し、更なる全社的活動として推進することが重要と考えます。監事としても、平成29年度においても、引き続き重点監査事項としています。

(2) 経常監査

ア 監事は、理事会議をはじめ、役員説明、プロジェクト経営審査、安全審査委員会、セキュリティ委員会などの主要会議に出席し、業務の状況や課題が経営者に的確に報告され、的確に対処されているか、法令等に基づき問題が無いか、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。

また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました。

さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、質問をし、必要に応じ意見を述べました。特に、機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているかどうか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、不正アクセスなど顕在化したリスクへの対応が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。

イ 機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、機構の説明責任が果たされているか、などについて、理事会議等への報告、理事長が行う内部評価に陪席する、などの方法で、問題が無いことを確認しました。

ウ 主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、種子島宇宙センター、角田宇宙センター)について、毎年度、往査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、書類審査、関係職員との質疑応答、施設設備の実地調査を行って確認しました。

その他の事業所については、能代ロケット実験場、大樹航空宇宙実験場及び小笠原追跡所の往査を行いました。

主要な組織(部門、研究所、センター、部)は、毎年度、事業所往査と併せて、事業の実施状況、管理状況などについて、書類審査、関係職員との質疑応答、施設設備の実地調査を行って確認しています。今年度は、第一宇宙技術部門、次世代航空イノベーションハブ、セキュリティ・情報化推進部、環境試験技術センター、新事業促進部及びミッション企画部を監査しました。

(3) 契約の適正性についての監査

- ア 四半期に一回開催される契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の策定に当たり事前に点検を行ったほか、随意契約の適正化及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を点検し、サンプリングによる個別契約の審議を行いました。
- イ 5億円超の契約伝票の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。
- ウ 随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。
- エ 事業所の往査の機会に、少額契約案件のサンプルチェックを行い、研究費不正事案を受けた再発防止策が確実に実施されているかどうか確認を行いました。

(4) 「ひとみ」の運用異常への対応など

平成28年3月の「ひとみ」の運用異常について、同年6月、機構は調査報告書をまとめ、宇宙開発利用部会に報告しました。監事は、理事長を長とする対策本部の会議に陪席し、機構が行う原因究明、対策の検討などについて確認を行ったほか、同報告書にまとめられた対策の実行の状況について質問をし、必要に応じ意見を述べてきました。また、プロジェクトに関する業務改革について、機構の改革委員会の会合に陪席し、確認を行いました。この改革の実行について、引き続き注視していきます。

(5) 財務諸表等の監査

- ア 監事は、財務部と定期的にミーティングを行い、会計上の課題について意見交換をすることによって決算監査時に大きな問題が残らないように見解の摺合せに努めました。また、事業所財務の業務内容を把握しました。
- イ 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受け、主な勘定科目の増減理由などについて説明を聴取しました。
- ウ 監事は、平成28年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、会計基準の改正への対応などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。

(6) 会計監査人との連携

ア 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人から説明を聴取し、確認しました。

イ 監事は、会計監査人から、平成 28 年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、期中監査結果について報告を受け、平成 28 年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。

ウ 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、必要に応じ説明を聴取し、確認しました。

(7) 内部監査部門・業績評価部門との連携

監事は、評価・監査部と、概ね月に 1 回連絡会を行い、内部監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握するとともに、情報提供を行いました。

また、監事補佐を担当する監事室と、概ね月に 1 回連絡会を行い、監事監査の状況及び結果について情報共有を図りました。

(8) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会に出席したほか、他の国立研究開発法人の監事と情報交換を行いました。また、日本監査役協会や監査法人が行うセミナーに出席し、独立行政法人通則法の改正に伴う監事監査実施上の留意点などの監査手法の習得に努め、監査へ反映しました。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行ったほか、平成 28 年度末に、人事部、財務部、契約部等の担当部署から報告を求め、機構における取組状況を確認しました。

その結果、平成 28 年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の妥当性及び保有資産の見直しについての機構の取組みは妥当であると認めます。

以 上